

県南広域振興局長告示第 33 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所、薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 18 年 5 月 30 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
あすなる薬局	花巻市湯本第 4 地割 30 地 16	平成 18 年 3 月 31 日
コスモスレディースクリニック	一関市田村町 5 番 56 号	平成 17 年 7 月 31 日
大迫中央薬局	稗貫郡大迫町大迫第 13 地割 8 番地 1	平成 18 年 3 月 31 日
石鳥谷町国民健康保険八重畑診療所 (歯科に限る。)	稗貫郡石鳥谷町猪鼻 6 地割 32 番地の 8	平成 18 年 3 月 31 日